旅費規程

第1条　役員及び従業員等が団体に必要な活動のために出張した時は本規程に従って旅費を支給する。

第2条　旅費は順路によって計算する。但し、天災その他やむを得ない事由で順路によって旅行し難い場合には実際に経過した通路による。

第3条　出張旅費は交通費、手当及び宿泊料の三種とし交通費及び宿泊料は実費精算とする。

第4条　出張とは、片道60km以上の地域へ出張したことをいう。
ただし、宿泊を伴う場合には距離に関係なく支給の対象とする。

第5条　出張する場合の手当は次の基準によって支給する。
　１日　2,500円

第6条　日帰り出張は1日とし、1泊2日は2日と日数を計測する。

第7条　旅費は概算額の前渡しを受けることが出来る。

第8条　旅費の請求精算は帰着後1ヶ月以内に所程の旅費精算書を以って行うものとする。
但し、状況により本規程制定権者の承認があったときは月末精算等をなすことが出来る。

第9条　この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

第10条　本規程は制定の日より運用を実施する。

附則
2025年09月18日　理事会承認のもと運用開始